

淀川区発注の物品供給等契約案件における随意契約の結果について（令和3年度第3四半期・特名随意契約）

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	モノクロデジタル乾式複写機（淀川区役所）長期借入（単価契約）	物品借入	コニカミノルタジャパン株式会社	0.627	令和3年11月12日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第6号	別紙のとおり	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度モノクロデジタル複合機 長期借入（単価契約）

2 契約相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

本契約は、平成31年4月1日付け契約「モノクロデジタル乾式複写機（淀川区役所）長期借入契約（単価契約）」（以下「前契約」という。）の借入期間中に、契約相手方の都合により履行不能となり、契約を解除するに至ったため、その残期間について契約し、前契約により借入していた機器（以下「当該機器」という。）を引き続き利用するためのものである。

本来であれば、次期事業者を競争入札により決定すべきところであるが、デジタル複合機は、業務を実施するうえで、欠かすことのできない重要な機器であり、継続利用できなくなった場合には、日常業務に大きな支障を生じさせ、ひいては本市事業に大きな影響を及ぼすこととなるため、当該機器を引き続き利用する必要がある。

また、当該機器の借入期間について、競争入札により次期事業者を決定するまでの短期間とした場合、契約単価が大幅に増額することとなり、本市にとって不利益が生じるため、前契約の残期間を契約期間とすることが、もっとも経済的かつ合理的である。

当該機器を継続利用するためには、当該機器の所有者である上記事業者と契約するより他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

淀川区役所総務課

06-6308-9625